

平成23年度 第4回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成24年1月13日（金）13：30～

場 所 長野県庁特別会議室

1. 開 会

○事務局（西元主任専門指導員）

ただいまより平成23年度第4回長野県公共事業評価監視委員会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めます技術管理室の西元でございます。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、北村建設技監よりごあいさつを申し上げます。

2. あいさつ

○北村建設技監

建設技監の北村でございます。第4回の長野県公共事業評価監視委員会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員長の福田様をはじめとしまして委員の先生方には、新年の大変お忙しい中を本委員会にご出席いただきまして、感謝を申し上げます。

さて本年、23年度は、環境部と建設部から9件、そして審議の依頼がありました松本市からの1件の計10件につきまして、それぞれの専門の立場から、現地調査を含めまして精力的にご議論をいただいたところであります。そのうちダム事業2件につきましては先行いたしまして、昨年9月に意見書を提出していただきました。本日は残りの8件につきまして、これまでの審議を踏まえまして、意見書の内容についてご検討いただくものと承知しております。

今後、県といたしましては、ご提出いただく意見書の趣旨を十分に踏まえ、最終的な対応方針を決定したいと考えております。忌憚のないご意見をお願い申し上げます。簡単ではございますが、委員会を始めるにあたりまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西元主任専門指導員）

本日は、牧野委員がご欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

次に資料の確認をお願いいたします。本日お配りしている資料は、資料8「松

本市内の公営住宅整備状況」、それから資料9「平成23年度長野県公共事業再評価について（案）」、それから資料10「平成23年度長野県公共事業再評価について（ダム2事業に関する意見）」の3つの資料でございます。ご確認をお願いいたします。

それでは次第に従いまして議事の進行のほうを、福田委員長さん、よろしくをお願いいたします。

3. 議 事

(1) 平成23年度公共事業再評価箇所の審議

○福田委員長

それでは今年度最後となりますけれども、議事に入らせていただきたいと思います。その前に議事録署名委員ですけれども、千賀委員様、それと佐々木委員様、よろしくをお願いいたします。

最初に前回、県案どおり「中止」でいかどうかというような形で議論になりました、松本市の芳野町団地についての追加資料の説明をお願いいたします。

○松本市（金井住宅課長）

松本市住宅課長の金井でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

本日、お手元に資料8という3枚のものを用意させていただきました。前回、松本市全体の公営住宅に対する考え方等が、資料が不足しているということの中で、南松本団地の本件について、もう少し広い視野の上での説明が必要というご指摘をいただきました。

今回、資料8ですが、1枚目、図面にあるような形で、市内の、ほぼ市街地を中心とした部分が大きな丸で紙面の上半分ほどに来ておりますが、JR松本駅、それからお城を周辺とする市街地中心の区域を大きく上で赤い点線でくくっております。それからその中間の位置に南松本駅周辺、本件の位置するところですが、それから石芝地区周辺ということで2つの楕円をお示し、それから当初にお示ししてあります資料の中では、寿地区のものが図面から外れている状況がございましたが、それを含めまして市の公営住宅、あわせて青色で県営住宅の部分も含めて、概要をこの図面で説明させていただきます。

2ページですけれども、それぞれの赤の破線でくくりました地区を束ねまして、そこにどんな形で市営住宅及び県営住宅が配置されていて、どんな建物がどんな状況にあるのかを、概略、お示しをしております。

3 ページ目ですが、これが松本市営住宅の新築、それから建て替えの昭和52年以降の経過でございます。この52年というのはいわゆる耐火、いわゆる中耐ですね、そういうものでの整備の新築以降のものをお示しし、建て替えにつきましては、従前の木造系のものを建て替えてきている、その部分のものが二子以下お示しをしてある、そういう組み立てでございます。あわせてその3 ページの下部ですけれども、それぞれの赤線の破線で囲みました地域の中の新築、建て替えがどんな状況で進んできたのかをお示ししてございます。

それでは、3 ページ目から概略を説明させていただきます。市営住宅の主な建設経過ということで、松本の市域全体を大きく、下段にある南松本、それから市街地と東北部、寿周辺、石芝というくりに分類をさせていただきます、その中での新築、それから建て替えのものが一番下段に、先ほど説明のとおりでございます。そして備考欄のところにその概要をお示ししております

新築の一番多いところ、これは市街地、それから東北部の部分になります。この部分は従前の、非常に小規模な団地等々を新築の形で取り組む等々で、できるだけ市街地に、利便性の高いところに公営住宅も整備をしてまいりたいという大きな流れの中で整備を進めてきたもので、新築物件については一番多い地区になります。市としまして、現時点でも、できるだけ利便性の高いところに整備をしてまいりたいという姿勢については、当時から一貫しているものでございます。

南松本周辺、その上の欄でございますが、今回、審議をお願いしている部分になります。この部分につきましても、数多くものを新築、それから建て替えを並行して進めておりまして、具体的には、2 ページの部分でございますが、それぞれの地区の中の建て替えを含めての動きですけれども、この一番上の段にあります南松本周辺という部分につきましては、整備を積極的に進めてきている部分になります。当然、耐用年数超え、または耐震性の問題等々があるわけですけれども、欄外にお示ししてあるとおり、市営住宅につきましてはほぼ整備を終えて、かつ従前居住者もいない形の中で重点的に整備を進めてまいりました。

それから、前回のときに寿団地のことがテーマとなりました。この2 ページの2 番目の枠をごらんいただくとおり、寿地区は非常に老朽化が進んでおります。表の下の簡平・簡二住宅、562戸という数字がございますけれども。私ども、非常に老朽化の進んでいるところは、建て替え事業として重点的に取り組みますので、そのことが寿との比較の中で、先般も委員からご指摘いただいた部分ですけれども、老朽化につきましては、いわゆる市の責任として建て替えを進めている、そういう状況でございます。

あと石芝地区、この辺も、二子に古い住宅がございますが、これにつきまし

でも計画的に建て替えを今後も進めてまいりたいと考えております。

いずれにつきましても、南松本周辺では、新築を含めて整備をほぼ終えてきておりまして、市全体のバランスの中でいきますと、他の老朽化の進んでいるところにシフトしつつ、市街地の部分に、なお今後も整備を進めてまいりたい。それにつきましても、空洞化、それから1ページ目の図面に戻っていただきますと、南松本周辺につきましても、現時点でもかなりの住宅が集中している地域になります。それに対しまして、市街地周辺となります市街地・東北部ですけれども、ここにつきましても既に一定の量は持っていますけれども、人口の集中度からいきますと、まだ、地域バランスを考えた場合には整備の少ない地域、そういう認識を市では持っておりまして、今後におきましても、南松本の周辺の整備も進めますけれども、市全体での公営住宅の整備を考えた場合には、この市街地、それから東北部地域に、できるだけ町中に居住をする等々の考え方の中で進めてまいりたい、そういう形で市の公営住宅全体の計画を、現在、進めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○福田委員長

非常にわかりやすい資料が出てきました。この最初の1ページ目、非常にわかりやすいのですが、この間、課題となっていた南松本駅周辺では、立地がいいのにどうして減らすのかみたいな意見があったんですけど、これだけ立地している、全体のバランスがすごく見えてきました。

3ページ目の一番下の表を見ていただくとさらにわかるのですが、南松本周辺でも、新築で217戸を既に供給していて、ということですね。建て替えは一部だけでも新築もやっている。だけど、東北部は、先ほどもご説明がありましたけれども、人口集中として、それを考えていくと、新築するなら東北部のほうに重点を置いていきたいという、非常にわかりやすい説明がありました。

それで、A3の資料の9-3ページを見ていただくとわかると思うのですが、この市営の黄色い部分ですけれども、中止としたいといったときに、もう一個の条件として景観、お城の関係があって、景観的に高さ制限をしなければいけないと。そのときに5階ではなくて4階にしないではいけないという中で、そうなってくると、ここに書いてあります、RC5の50というのをRC4の40戸に、10戸減らさなければいけないということに対して、委員の中から異論があったわけですね。10戸減らすことについて、そういった景観の話だけで減らせるものかという主張に対して、今回、市全体の住宅の建て替えなり新築の話がございました。

そういう中で、9-1ページを見ていただけますか。この一番上の計画の規定に基づくというところですか。これが平成20年にできてということで、高さが

15メートル以下に制限されているという中で4階建てに縮小。こういう条件がそろっていく中で、それを計画変更してというのは、50戸を40戸に減らすという、その計画変更を認めるかどうかということなんですけれども、これについて、説明を聞いた上でさらなる意見がある方はいらっしゃいますか。

階数を一個減らして、10戸減らして、このように計画変更でいくということで、今回、ご理解いただいでよろしいでしょうか。皆さん、うなずいていらっしゃるの、では問題なく、そういう形で、これも審議は終わったということで、県案どおりということで委員会としてはまとめたいと思います。

(2) 意見書案について

○福田委員長

今の一個を抜いては、一応たたき台をつくってはありますけれども。

まず、資料9、資料10と2つに分かれていますのは、今回、10事業のうちの2つの事業、ダムについては国のほうに提出する予定があったので、先行的に秋に提出をしたということです。これについては別冊ということで、今日、皆さんに意見をいただく資料9のほうに移りたいと思います。

1 ページ目は、毎年、ダムの件があったりとか、評価シートの改善といいますが、評価のフォーマットを変えたりとか、いろいろな動きがあったので、「はじめに」というようなことで相当書き込んだのですが、今年は特になく、運用としても、県の方々の説明としても、キャッチボールというか、議論の進め方としてはうまくいったのかなと感じていますので、特に「はじめに」という形で書き込んでごさいません。

1 ページ目はこういう事業がありますという話です。

2 ページ目としては、まとめ方として、県案に対する審議結果ということと、推進上の多角的な意見というか、その他の意見とかを分けて整理することになっております。今まではそこに、評価の際に、こういったことじゃない、いい、悪いという話があったので、「③事業評価上及び審議上の意見」として記載していましたが、今回はすっきりとこの2つでいいのかなという形でまとめさせていただきます。早速、委員会としての意見ということで、個別の中に入れていただきます。

まず、「再評価事業に関する委員会としての意見」です。2ページの(1)姥神峠道路延伸です。これについては、県議会のほうで「一時休止」との評価案が問題になって、事前に地元や期成同盟会が説明をあまり受けていない、という質疑もあって、私どもも議論を行ってきたわけです。

審議結果としては、まだ目を通してない方もいらっしゃるの、簡単にたど

っていきたいと思います。まず1つ目の「・」の、下から3行目のところです。「地域ネットワークの面からも交通量の面からも一定レベルの機能を果たせる」ところまでは整備されているというか、広域計画の長い幹線道路としてあるのですけれども、ずっと今まで整備してくる中で、残区間としてどうするかというような事業の位置付けでした。一番難しいといたしますか、権兵衛峠道路とか、姥神峠道路とかが供用されてからの残区間については、とりあえず高規格化しなくても一定レベルの機能を果たせるだろうということです。

2つ目の「・」なのですけれども、防災危険箇所が多く存在していたため、また、交通事故多発箇所があったため、災害防除、公共土木施設災害復旧事業とか、そういった対策については、残区間についても先行的に取り組んできて、安全面はかなり確保されている。これは、現地からも確認できたということです。

3つ目の「・」なのですけれども、それらのことがあって、高規格というレベルに上げるのではなくて、現道を活用していくということでは、委員会としては、地域に特に不利益は生じない。現状ですと、現道活用が妥当ではないか。妥当という表現を使っていますけれども、そういう形で判断したと書きました。

その細かい理由というのは、1)、2)、3)で記載しています。

1) としましては、安全性という面からも、先行的な取り組みが適切だったといたしますか、非常に安全度が高まっているということは確認できたということです。

2) として、交通を捌く広域道路という点からは、現道でかなり機能できていて、この残区間の高規格化の緊急性という点では、現在そんなに高くはないのではないかという形です。それで、救命や災害上のルートの確保等から、最低限の機能を満たすために整備を優先すべき区間ということであるならば、こういったご時世ですから、他に優先すべき区間もあるのではないかという意見もあったので、ちょっとそういったことも括弧書きで書いてございます。

3) として、これは構造的になのですが、75%が、大規模な道路として、3カ所のトンネルを掘ったり、7カ所の橋梁を建てたりと、そういった構造なので、コスト面、環境面に課題があるので、もう一度事業をやるようになったとしても、そういった形で見直すことが当然になってくるだろうというニュアンスで書いてございます。

以上のことを含めて、「一時休止」を妥当とするということなのですけれども、「高規格化を図る緊急性等を見極めながら今後、事業再開の可能性を判断されたい。」と書きました。それは、事業再開の可能性があるので「一時休止」にしているという説明からです。

②の事業推進上の多角的な意見です。委員会としてなのですが、再開の可能

性も含めて「一時休止」というだけじゃなくて、第三者機関としては、今のご時世というのもありますし、そういう時代背景も。あと交通量が、今後、増えていくかどうかということに対しては、疑問な面というのも非常にあるわけです。ですから、県とか行政側にとってはなかなか言いづらいことであるのかもしれないけれども、第三者である評価監視委員会ゆえに言える部分というのは、むしろ中止の可能性もあることが認識されてこなかった、要するに事業を1回やるとなってくると、続いてやっていくという形で、待っていらした方もいると思うのですけれども。でも、今後、現道の機能が整っている形で、再開の可能性はあるけれども、一方では中止の可能性もあるということは、私は委員会としてはっきり書いたほうがいいのかなということで書いてございます。

ただそういう中で、2つ目の「・」で、今回の事業評価の段階になって、突然「一時休止」とされた地域住民の皆さんの、やっぱり気持ちとか心情という面、「そこについては急に言われても。」という部分。そこについての県の対応について、もうちょっと、今後、納得していかれるように、そして安全性、利便性が十分に確保されるだけの誠意を尽くしてほしいというようなことを書いてございます。

このような内容なのですけれども、表現とか含めて、ご意見あられる方、いらっしゃいますか。

○千賀委員

括弧の中にイコールがあったりした。こういうのもつけたまま出すということですか。

○福田委員長

一応、過年度もそういう記載をしていたのですが。

○千賀委員

あんまり見ませんね、こういうのは。いや、このほうがいいかもしれませんが、確かに。

○福田委員長

あまり、報告書形式とかにこだわりたくないのです。というのは、なぜかと言いますと、行政用語とか専門用語でまとめないで、一般的に見てわかりやすいほうがいいかなという形でまとめてきたので。過去にもずっとこういうのを使ってきたので、問題がなければ。

○千賀委員

例えば、一つの括弧の中に二重に括弧があるというぐらいは、整理したほうがいいですね。

○福田委員長

はい。二重括弧のところは考えます。

他にございますか。委員の皆様にあらかじめ回したときにも、中止の可能性もあるという表現を入れるかどうかを、配慮するかどうかということもちょっと投げかけたのですが、私は入れたほうがいいと思うのですけれども、それでこの形で書いてよろしいですか。

はい、皆さん、いいとうなずいていらっしゃるので。では(1)については、千賀先生のご指摘を直す、これは以降のものも全部そういう対応をいたしますけれども、そのようにいたしたいと思います。

次、(2)伊那バイパスです。

これについては、事業進捗率が54%と、高くはないということです。そして県道伊那辰野停車場線との交差点から市道までの、当面は暫定2車線で、でも将来的には4車線化を目指すというような事業でした。

委員会で議論になったのは、特に事業コストなのですけれども。県道伊那辰野停車場線との交差点を、仮に平面交差で暫定2車線化を図った場合には約2億円なのですけれども、立体交差になると約7億円と、高くなってくるのだけれど、立体4車線化を図った場合には12億円という中で、そういった2段階にしてコストが、という感じ。将来的には平面交差の方が割高になると。そのようなこともあったのです。次のページですけれども、交通量の面とか、やはり今、工業団地とかが非常に多くて、大型車両とかもたくさん入っていますし、伊那の広域幹線道路として非常に重要な役割、そういった位置付けというのが現場へ行ってもよく見えた部分です。工業団地等も5カ所立地していますし、あとインターチェンジへも非常に多く通っているため、また事故や渋滞も多いという中で、まず一つの役割としては、通過しやすさだと。そういったことも考えると、交通量の状況も全部見た中でこのような、案については、妥当なところなのかなと委員会では判断したということでございます。それで「見直して継続」ということにしたのですけれども、事業推進上、特に意見がございませんでした。こういうことでよろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○福田委員長

では、こういうまとめでいきたいと思います。

次に、(3) 十方峡バイパスです。

これにつきましては、もう平成25年度には完成予定、もう84%仕上がっているということだったのです。特に事業を進める上でのご意見もなかったので、これはこの形でまとめさせていただこうと思います。

(4) 中尾～南宮です。

これも73%ができていたのですが、平成26年度には完成となっています。それで現地に行かれた方はわかったように、非常に険しい山岳地帯にあって、ライフラインの面からも、生活交通の最低限確保するという面からも、本当に重要な役割を果たしているということは、皆さんも異口同音におっしゃったところですから、当該事業を「継続」することが適切ということでまとめてございます。

他の意見としましては、要は残す部分が、JRの交差のところと、本当に一部の残区間だけなのです。本当にひと区間というだけの区間なので、そうなってきましたと、早期に事業を進めることが望まれるのだけれども、その難しい理由としてはやっぱりJRとの立体交差化の話がどういうふうに進むか、それがこの事業のすべてだったということもあるので、これは、委員会としては事業の「継続」でいいのですけれども、早くJRとの交渉なり調整に迅速に当たっていただきたいと、そういうまとめになってございます。これについて、よろしいでしょうか、他に何かもっつけ足すこととかあれば。

○各委員

(異議なし)

○福田委員長

ありがとうございます。ではこれもそういう形でいこうと思います。

次は(5) 羽場～切石です。

これも、78%ができていますのですけれども、2年後の25年度には完成というものです。現地へ行って、大規模な事業だなという形ではあったのですけれども、これは道路が飯田環状線の一部であって、この周辺の土地利用は農業振興がほとんど大半であったということもあるし、これで市街地の拡大というのは、これ以上されていかないということを前提に、外郭環状として計画的につくっ

てきたという中で、あと残りがこれだけになって、止める必要性が逆にならないということです。

沿道としては準工業地域で、騒音・振動等によつての住民の問題等も少ないということ。そして、道路の整備によつて、市街地と中央自動車道とを結ぶ通過交通というのが非常に通つていたのですけれども、それを立体化していくことによつて、交通環境等も、この道路が抜けることによつて改善されるだろうと、そのようなことが確認できたということです。

非常に大事業なんですけれども、残す事業もわずかということもあるので、より効果を早く、高く発現させることが最重要と判断して「継続」という形でまとめてごさいます。これについて何か補足とかはありますか。よろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○福田委員長

残区間が少ない事業が多かつたんですけれども、(6)南松本団地と(7)芳野町団地は、県営と市営の住宅が全く同じ敷地にあるので、こうやって一緒にまとめさせていただきました。

○高木委員

すみません。このことに、この(6)、(7)に関しては、特に石澤委員さんがかかなりいろいろ意見を持つていらしたので、今日来るはずなので、ちょっと順番を一応後ろに回していただいて、もしかしたら間に合うかもしれないので。

○福田委員長

はい、わかりました。では(8)諏訪湖流域下水道です。

この事業は、昭和46年に採択されて40年が経過、事業進捗が92%です。ではどうしてこういうふうにな長くかかつてきたかと言いますと、その理由は、昭和46年度の計画当初以来、諏訪湖の浄化対策として、地元の単独で、自治体が下水処理を行うよりも流域下水道の終末処理場につないでいて、一元処理を行つていきたいという、地域なり市町村の要望なり、あと諏訪湖の美化という県の政策もあつたので、区域を拡大しながら、幹線や関連処理施設を整備してきたことというのが、この40年という長さとなつています。そういったこともあつて、事業認可は昭和52年、54年等々と、ここに書いてあるように何度も行われてきています。

残る事業ということで、3つ目なのですけれども、大きな区域拡大は白樺湖地区、蓼科地区が最後という説明がございました。計画人口、ここは、白樺湖地区が760人と、あと蓼科地区が500人、要は1,300人を新たに編入すると、でもこれが最後になりますという説明がございました。

この場合に議論となるのが、もう新たに編入すること、最後といえどもという妥当性なんです。ここにも書きましたが、白樺湖地区の処理施設が、改築時期というのが27年度に控えていまして、その建設や維持管理という形で、コストが同じような形がかかってくるということを考えると、もう諏訪湖流域下水道終末処理場につなげてしまったほうがいいのではないかと。あと2つ目として、高度な汚水処理が得られない地域の環境への負荷というのがかかってくるということです。3つ目として、白樺湖地区の快適性・利便性の向上、委員会としても、この地区だけを外すということはやっぱりできないこと、というようなこともありますので、この地区を最後にとということで、「継続」が望ましいと判断したということです。

多角的な意見としては、この水質向上というのは非常に効果を上げています。報道では、諏訪湖の透明度が100年前の水準に戻ったというようなことも書いていますし、あとは学習とか一般公開、あと住民の清掃参加、美化活動とか、非常に地域に親しまれた施設となっているのも、見学してわかったところです。あと3つ目として、余熱利用とか、焼却灰の人工骨材化による100%再利用とかも、そういったことも取り組まれている、そのことは評価したいということでまとめてございます。こういったまとめ方でよろしいでしょうか。問題ないですか。

○各委員

(異議なし)

○福田委員長

では、終わりのほうに行ってしまいます。委員会を終えるに当たってということで、「はじめに」がないので、「終わりに」と書きませんでした。

次のページを見ていただきたいのですが、改めて今回の私たちの委員会の位置づけと言いますと、どうしても、よく議論の中で、今回出てきた事業だけ見て、ずっと長いこと続いてきている事業の中には、過去の、例えば5年前、10年前とか、15年前に、本来だったらもう一回見直してもよかったかもしれない、ここまで来てしまったものをいまさらというような議論も非常に多いわけなのです。そういうことも含めて、では公共事業の評価って、こうやって、県の中で5年、10年と、挙げてきたものだけで再評価に諮るといって、その形でいいん

だろうかということの投げかけとしたものなのです。

そこで見ていただきたいのが、再評価というのがあります。それは県の再評価委員会にかかってくるもので、その中のこの委員会の位置づけもありますけれども、要は県の中で、新規箇所とか、継続箇所とか、個別箇所とか、そういったものをして、いろいろ、重要性とか、緊急性とか、考えてきた中で、さらに5年、10年とかかかってくる。ここで一応、振り分けといいますか、事業の要らない、継続の仕方とか、プライオリティとか、ここで一応決めていきますということなんですね。その中で5年、10年と、規定にかかってくるものを委員会のほうに諮るといふ形になっているのですけれども、こういったことに対して、意見を書いてみたものが7ページです。

どういうことかと言いますと、評価のシートから、県からのプレゼンテーションのあり方とか、いろいろな形でのやり方とかを変えてきたわけなのですが、この任期が終わるといふ形も含めて、最後に補足しておきたいことが、一つの事業で5年・10年スパンで見直すという手法に、かなり限界があるかなと感じているということです。

今の公共事業という点では、一度採択された事業は、5年ごとの事業評価を通過できていけば、事業は継続していけるという慣習みたいなものがあると思います。社会経済というのは、5年間では追いつけないくらいに早く進んだりとか、あと緊急性というのは1年で急に緊急性なりプライオリティというのが変わったりというものもあるし、あと政策的な変更というのものもあるでしょうしという中で、あと厳しい財政ですね。

その中で、この2番目の段落に書いてありますけれども、5年・10年に一度の見直しの際に相当量の事業が進んで、評価にかかる時点で、もうここで中断したら逆に何の発現もできない、効果が出せないみたいなことで、妥当なのかみたいなことというのもありました。

それともう一つの問題が、一事業ごと、単独で出てきてしまうと、地域の側にとっても、自身にかかわる事業の必要性ということだけを考えていけば、やってほしいという形だけになってしまっていて、自分たちの地域より劣っている状況の地域があるという、要するにプライオリティの意識というのが、やっぱり地域側にもなくなってしまうのではないかということです。

そういう中で、一事業の継続だけじゃなくて、限られた予算という中で、例えば道路事業の予算が100円しかないとします。その中でプライオリティをつけました。A B C Dとつけてみましたという中で、Aだけ積み上げると150円になってしまいます、でも予算が100円しかない。ではその中で、さらにどうするのかみたいなことを言ったときに、やはり県が、行政なり政治なりが説明しにくいということもあるかもしれないし、客観的な第三者の目というのは、大局

的に見る目というのにも重要なこと。そういう意味も含めて、一番最後に書いています。「公共の箇所別評価」が実施されていて、それもホームページで公開していますということなんですけれども、より上位の、県政にかかわるような政策とか、財政全体に配慮した横断的なところも入れた第三者の目を通していくような事業評価のほうが、より効果的なのかなという形でまとめてございます。

これが、私、個人で言いますと、3期やってきて、ダムの関係とかもやってきて、ダムという形になると一応ゼロベースで白紙に戻した中で、それぞれのところが考えて9個のうち7個、8個は中止していったということがありますので、そういったことも含めて第三者的な目を通してながら、より上位の政策、財政なりから見た評価ということのほうが、この次のページよりも重要なことという点でまとめてございます。

これについては、ご意見いただきたいと思っておりますし、別途、書いていただくというような形でもいいと思っております。これは、私が3期終えるという中で書きたいということなんですけれども、何かご意見なり、他にこういった視点で書きたいとか、こういった表現はやっぱりよくないとかとかあればお願いします。

○千賀委員

今の7ページの下から2つ目の段落ですけれども、「避けられない増税など」と書いてありますが。それは委員長の主観かもしれませんが、増税が避けられないというのは、委員会全体の何か議論されたことでしょうか。

○福田委員長

いえ、されていません。

○千賀委員

それから、「もはや公共事業に依存あるいは期待できる時代ではなく」と、これは程度の問題ですけれども。しかし公共施設が現にあって、その、補修あるいはリニューアルを相当大きな量、していかないと大変なことになりますね。ですから、一般に「公共事業に依存あるいは期待できる時代ではなく」という言い方はちょっと変だなという感じがします。

○福田委員長

そうですね、リニューアルは、今後、どんどん出てくると思うのですけれどもというか、むしろ国土交通省のほうは、リニューアルにかかって新規は難しいぐらいという報告書も昨年かなんか出したぐらいなので。逆に維持管理、リニューアルという点では、むしろやっていかなければいけないことだと思って

ございます。

○千賀委員

では「過度に期待できる」という言い方ですね。その大増税をすれば、これもう完全に内需が冷えますから、そう簡単な問題じゃないと思うのですね、この問題は。

○福田委員長

そうですね。

○千賀委員

だから、安易に社会保障が増大しているから大増税だという議論ではない。少なくともそれは相当の賛否両論が今、あるところだと思いますので、慎重な書き方のほうがいいと思います。

○福田委員長

わかりました。「社会保障の増大と避けられない大増税」、ちょっとこの表現はやめます。

○原委員

増税という言葉は入れていいのではないですか、増税問題は。

○福田委員長

増税をね。だから避けられない大増税という表現があれなんで。

○原委員

大増税というのはちょっと問題の発言、増税は避けられないなんていうことは確かだと思います。私が思うには、これは健全性からいえば、増税というのは反対してもしょうがない。ただ、他の方の意見もあるからね。

○千賀委員

そうそう、それぞれの方がそれぞれご意見をお持ちのことでしょう、それはそれでね。

○原委員

避けられない状況であることは確かですよ。大をつけるのはちょっと好ま

しくないけれども。

○松岡委員

それ以外にもやることがあるから、皆さん、それだけの表現だと、一つ、一言言いたくなってしまうので。

○高木委員

でも、委員長としては、別に、この避けられない増税というところにこだわっているわけではないわけだから、その辺でしょう。

○福田委員長

そうです。

○高木委員

だから、それよりもむしろ後半の、その地域が何でどう生きるかということを中心に考えていかなければいけないというほうが重要なものだから、その前半部分の書き方は多少なるべく無難に書いておいて、大事なのは後ろがちゃんと生きるようにすれば。

○福田委員長

わかりました。皆さんが、例えばこの評価のあり方と、そのさらに上位で第三者の目を入れるというやり方自体よりも、今のほうがいいよということであるならば、そういったこともあるとは思いますが、こういう形で委員会として載せてしまっているものか、それとももうこれは、座長の文責みたいなのをあえて書いて、ほかの委員でなくてという形でやるのがいいのかという、そこもお諮りしたいなと思うところなのではと思いますが。

○石澤委員

やっぱりここまで皆さんの合意でやってきたのだから、委員長の独断というのはなるべく避けたほうがいいのかと思います。

そういう意味でいえば、この増税か増税かという問題じゃなくて、増税自体が、今、結構、議論を呼んでいますよね。ここに増税という言葉を入れてしまうと、それを認めた形になってしまうので、先ほど高木さんが言ったように、後ろのほうに主張があることは十分認めますので、「この社会保障の増大などにより国民の生活や企業活動は厳しさを増し」ということで、この部分は省いたほうがいいのかという感じがします。

○福田委員長

わかりました。

○原委員

違うところで切るほうがいいのであってね。

○福田委員長

わかりました。ここについて、今、急に読まれた方とかもあるので、またご意見なり、こういう文章を加えたいというような表現とかというのを、戻ってからも受け付けますので、それは検討して下さい。

最後、石澤先生がいらっしゃるのを待っていたのですけれども、(6)南松本団地と(7)芳野町団地についてです。

これは、補足の説明とかはもういただいてしまいました。資料8として、すぐわかりやすい資料が出ているのですけれども、それで、県と市とか、全体的にどういうバランスで散らばっているかみたいなものがありまして、南松本駅周辺にこれだけいろいろな団地があって、上のほうの市街地・東北部地区のほうは薄いのですね。でも人口はむしろこっちのほうに増えているというのがあります。バランスとして、南松本が便利だからということも十分配慮して、利便性が高いということを配慮して、これだけ集中させてきたと。

具体的な数字としては、3ページ目を見ていただければわかりやすいかと思います。3ページ目の一番最後の表です。南松本周辺というのにも力を入れてやっていたら、新築住宅で217、建て替えで111と。そういう中で、新築整備として一部建て替えという形でやっているのですけれども、先ほど言った東北部のほうですね。ここは新築で407という感じで、人口のバランスから見ても、中心市街地とその北部のほうに新しく、人口に合わせて整備していくという方法をとっているという形で、非常にバランスとか、今後人口の重点が北に移っていくだろうみたいなことも配慮しながら、そういう形でやっていますということでした。

それで、さらに景観についての話だったので、5階を4階にすることで10戸減らすことの議論が、前回あったと思うのですけれども。9-1ページを見ていただければと思います。

松本市さんの説明がちょっとわかりづらくて、削って減らすみたいなことが前面に出ていたのですが。右側の一番上の上から2つ目の丸、ここに景観法の規定に基づいて松本市景観計画、20年度に施行されたものによって、当該地区

においては建築物高さが15メートル以下に制限されたと。市営住宅も、だから4階建てに規模を縮小する必要性が生じたということで、最初の資料に書いてあるんです。そういう中で、市としては、いきなり全体計画というのは何かと、どこを強調しているかちょっとわからないような説明になっていたのですけれども、資料としても、景観には配慮しなくてはいけないということも、最初から出ていたということが確認できたわけです。

そういう中で、委員会としては、市が10戸減らしていく、4階にしていくということで、先ほど審議で、いいんじゃないかということなのですからけれども。

○石澤委員

確かに、5階を4階に下げることによって10戸減らすというのはそうなのですからけれども、実は地域優良賃貸のほうもありますよね。

○福田委員長

地域優良賃貸は中止・・・

○石澤委員

それは中止ですね。だからそれを合わせると、そっちの優良賃貸は50戸ですよ。だから当初の計画に比べて60戸も減るのです。

○福田委員長

60戸減ります。だけど、今、需要という面では特に問題なくて、市として、先ほど言ったように、重点を移していくし、松本地域には、ここにあるようにかなりの住宅を、小さくても点在させて利便性の高いところへ整備していると。景観の問題もあるというのを配慮しても、なおというか、そこをどう考えられますか。

○石澤委員

ですから、そういうことも含めて考えますと、この案、現状では認めるとしても、地域優良賃貸住宅の部分の空きスペース等を考慮して、今後、建設を行わないということではないようにしていただければ、ここの10戸の減少ということに関して、あえて異（こと）を立てる気持ちはありません。

○福田委員長

地域優良賃貸の跡地の利用の話になってくるわけですか。では住宅用地としてそのまま置いておいたほうがいいのかということですか。

○石澤委員

地域優良賃貸住宅のその用地も含めて、ここの南松本住宅のところに今後は建設しないということではなく、今後も検討するというこの方向性が見えれば、私はそれでいいのかなと思っています。

○福田委員長

土地利用についてはどう考えられます、空いたままにしておく。

○石澤委員

ですから、できればこの優良賃貸のところを活用して、また建設という方向に行けばいいかなということをお願いたいです。

○福田委員長

新たに建設ですか。

○石澤委員

はい。というのは、既に寿地区で耐用年数を超えているのが266戸あるのです。そうすると、今後、そこの受け皿ということを考える必要が出てきます。その場合にどこが受け皿になるかということを見ると、寿で建て替えをするよりは、この辺がいいのかなということも考えられます。

ですから、今回10戸減らすけれど、それで終わりじゃない、そこでもうそれ以上建てないということではないということでしたら、私はそれでもいいのかなと思っています。

○福田委員長

他の委員の皆さん、いかがでしょうか。寿の住宅の建て替えというのがあるので、寿で建て替えるとなったらこっちとか、これを委員会全体の意見とするかどうかとか含めてですけど、何か他にございますか。

○松岡委員

意見ではないのですが、先ほどの説明では、石澤先生のご希望に沿いかねるような追加説明のニュアンスが、こちらでは受け取られるような説明でした。

○石澤委員

具体的には。

○松岡委員

どうということかという、私が市の説明をするのも変なのですが、まだ市の方はおられますか。おられたら直接聞いたほうがいいじゃないですか。

○福田委員長

お願いいたします。

○松本市（金井住宅課長）

それでは端的に申し上げます。一番、この資料8の図面的に見ていただくのが、一番イメージとしてつかみやすいかと思えます。

今回、確かにこの地区で10戸、当初の計画より減らすという案でご審議をいただいております。しかし従前と比較しますと、それでも9戸はこの地区に公住は増える、その計画については揺るぎがないものでございます。

それを含めて、市全体でこの10戸分がどういう位置づけとして考えているかという、市全体の今後の公営住宅に対する考え方の部分を今回の資料でお示したつもりでございます。それで、先ほども委員長からお話がありましたとおり、市としては、基本的には新しい公営住宅を何とか整備したいという一貫した考え方を持っております、この市街地及び東北部地区につきましては、3ページの下段でまとめてあるとおり、いわゆる新築物件については、一番、過去においても力を入れてきている地区になります。今後できるだけ市街地、町中に向かうところ、利便性の高いところに公営住宅はできるだけ建てたい、そういうことをしております。

それから、寿地区が比較となって、ここの建て替えよりもという部分がありますけれども、これにつきましては、資料の2ページ目の上から2段目の寿地区にありますとおり、表下の、いわゆる老朽、それから耐用、それに含めて耐震性の問題のある古い住戸がたくさんありますので、建て替え事業につきましては、これは少し離れたところというお話がありますけれども、建て替えについては喫緊の課題でございますので、ぜひご理解をいただきたい、そういうことでございます。

です、私どもは、南松本についても、今後も当然、具体的に計画していく中で、今回、この場でご指摘いただいている部分は重々考慮した上で、今後の建て替え計画につきましては、できるだけ利便性の高い、不便地でないところに重点を置いて今後も事業を進めていきますので、よろしく願いいたしたいと考えております。

○石澤委員

利便性の高いところに建て替えを考えていくということですね。

○松本市（金井住宅課長）

建て替え、及び新築もできればしてまいりたいと思っております。

○石澤委員

一番ネックなのは、寿台のところを見ると、建て替えなんです。寿の一番心配するのは、ここに建て替えした場合、どういった方が居住するのかということなのです。ここにご高齢の方が居住した場合、足の問題が大きいかかわってくると思うのです。そうすると、今度、またインフラ的に、バスを回さなければならぬとか、そういう別のコストがかかると思うのです。そういうところを考えれば、利便性の高いところというのは当然だと思います。だとすると、寿の建て替えというのは、これはいかなものかなという気がしますけれども、寿を建て替えするかどうかを検討することを含めて、利便性の高いところに建て替え、新築をする方向で行くという文言が入れば、あえてあまり反対できないのかなと思います。

松本市の都市構造、まちづくりをどうするかということが一番大きくて、市街地・東北地区のところにも新築を建てますという話を聞いたのは、これはすばらしいことだと思うのだけれども、ここにその建て替えの用地があるかどうか考えると、かなり心配なのです。そうすると、やはり南松本のこの用地というのは、非常に価値があるかなという気がします。これはあえて言わせていただきまして、あと議事録にもこれは残りますよね。

○福田委員長

残ります。

○石澤委員

はい、残していただいてですね。

○福田委員長

メールでも書いたのですがけれども、委員さんの個別意見的なのという形で、こういう意見もあるという多角的な意見ということで、石澤先生、存分に書いていただくことは、私、いいと思うんです。こうしてある中で、意見としてはこういうのもあったということで、ここに書くことはもう十分可能だと思っています。

ただ、委員会全体としてという中で、①はやっぱり審議結果なので、審議全体のいう形でなりますけれども、6ページの②多角的な意見という中では存分に書いていただいて構わないことだと思います。

この住宅の問題と言いますと、福祉の面もありますし、でもこの建設関係のところその福祉にどこまで踏み込むかとかというところもあって、そういった高齢者なり児童の問題とかという、課題があるとしたら、健康福祉部とかでもやっていることにもなりますし、ですから、これだけ条件がそろって、さらに土地利用の課題が、よく現場とかをご存知の方は、個別にここに大いに書かれることでいいのかなとは思いますが。

○平松委員

石澤さんの意見というのは、この住宅事業は、他の事業と違って、まちづくりが関わってくるというのが一つあると思うのです。それで、今回、たかが10戸かもしれないけれども、10戸を減らすというそういう話をしているわけじゃないと思うのです。だから、そうすることによる空き地がどうなるのかというのが、すごく懸念されるということです。

私、比較的、石澤さんの意見に近いのだけれども、将来、その松本市全体のまちづくりを考えていく上で、それはもう具体的には寿とかそんなのは入れないで、その再配置とか新築とかという必要性が生じた場合を見据えた上で、その空き地は安易に手放さないこととか。そういう文言を入れたほうがいいのではないのかなと思います。だから絶対だめだという文言ではなくて、それを十分配慮してくださいという文言ぐらいは入れていいのではないのかなと思います。

○福田委員長

それは、委員会としての意見として、この地域に対してよく知っている方に書いていただくのがいいのかなというのは一つあるんです。

なぜかと言いますと、要は都市計画、まちづくりという形で見たとしても、この地域全体のそれでいうならば、住宅という視点からいうと、利便性なり、その福祉の面からいうとそうなんですけれども、まだ商業とか経済とか文化とかといういろいろな面を見たときに、もしかしたらその土地利用がほかの機能として有効に使われることがあっていいのかもしれないという検討は、逆にしていないわけです。

そういった他から検討していく中でも、やっぱりこれは住宅がという、結論として何かそういうのがあって意見だったらいいのですけれども、他の科学的な検証なしでそこまでの土地利用までは、ちょっと私としては言い切れないし、

白紙でわからない状態なので。もし書くとしたら、わかっている方が一つの案として、この多角的意見みたいに土地利用のあり方として、こういうのを考えるべきだという形で書いていただくのがいいんですけども。

○石澤委員

多角的な意見の前に、新しく住宅用地、しかも公営用の住宅用地、低所得者用の住宅用地を新たに確保するというのは、市街地内部は非常に難しいんです。塩尻のように、郊外のほうに集約するというのが現在の傾向なんです。そうすると、そこに住まれた方が、先ほど言ったように、車を持っていればいいのですけれども、車を持たないともう生活できないというような状況、だけど他に住めないというので住んでいるというような現状があるということを見ると、せっかく町中に残ったこういった、もう松本市が所有しているような、公共団体が所有しているような用地をどう活用するかというところに、なかなか手に入れることの難しい公営住宅を目的とするのも、それは一つのやり方として、今後、考えていく必要があるかなと私は思っているんです。

確かに、小泉流の経済活性化とか、そういう話になると、その商業的な土地利用をやって地域を活性化するという発想は出るかもしれませんが、松本のこの辺を見てみると、既にジャスコとかヨーカドーとか、そのほかにいろいろな商業施設があって、どのような活性化ができるかというところ、そういった利用より、やはり残された公共用地として活用する、とりあえずのその住宅用地として活用するという方向は、あってしかるべきかなと思っています。

○福田委員長

わかりました。ですから、私が申し上げているのは、ここ書いてくださいとお願いをさせていただきます。

○石澤委員

書きますけれども、その前に・・・

○福田委員長

ヨーカドーとかジャスコという商業施設が十分だということは、多くの委員がわからないわけです。だからそういうことも含めて・・・

○石澤委員

ちょっと待ってください。その前に、本委員会では、何も条件をつけないで「妥当」とするというふうになるとやはり困る。私、先ほど議事録は残ってい

ますねと言いましたけれども、やはりここに一言、何らかのそのできた「用地の活用」というものを少し盛り込んでいただければなど。そういうことで委員会の意見としていただければなど考えています。

○福田委員長

土地利用の活用はいいですけど、活用の中に住宅地としてということは書くわけですか。それは私が決められる話ではないので、他の委員さんの意見を聞かないことには。

○石澤委員

平松さんが少し、どう見てくれているか、ほかの方がどう見てくれるかどうかですね。

○平松委員

入れているのではないのかと僕は思います。だから、限られた公共の土地を、まちづくり全体を考える中で、その住宅環境というのを視野に入れた上で有効利用をしてもらおうというのは必要だと思います。それで、寿という話がずっと出ているのですが、確かに高齢者はなかなか住みづらいところですので、最終的には寿の建て替えをやめてどこかに移すという話もあるかもしれないけれども、それはこの委員会では議論できないので、施設の移転等も視野に入れた上で有効活用していただきたい、という形は入れているのかなという気はします。

というのは、例えば、何とかミュージアムというのがあるところでも、その上に住賃とかそういうのをつくるという手もあるので、その辺は、もう全く住宅は無視という形のものはずいかなという気はします。

○福田委員長

もちろんです。ほかの委員さん、いかがでしょうか。ここに住宅利用が一番適切なんじゃないかというようなニュアンスを含めて、委員会として土地利用について。

○千賀委員

私も大事な観点だと思います。飯田の市長がいたら、多分、一言あると思います。相当区分したその市街地の中での、商工業だけではない、利便性の高いところに人が住めるような状況をつくる、とても大事なことです。

○福田委員長

他の方、土地利用として、委員会としては、今、石澤先生とか平松先生、千賀先生が言われたように、住宅利用として、今後のまちづくりという形も含めて担保していくという方向のことでまとめてよろしいですか。他の委員さん。

○高木委員

私自身は、ここの部分に関しては、委員会の結論がどうあれ、多角的なほうでは書こうかなとは思っていました。そこで考えていたのは、基本的な流れは全く同じで、これだけの一等地を安直に何らかの、もう二度と使えないようなところに売ってしまうとかというようなことはやめてくれということがまず当然あって、今後の高齢社会の推移とか、それからいろいろな社会的な情勢に応じて臨機応変にここが使えるようには、市としては切り札のカードの1枚として、ぜひ、きちんと今後のことを考えてほしいということを書くつもりではいきました。

本当に住宅が適切なのかということに関してしまうと、私もちょっと何とも言えないところがありまして、ひょっとしたら介護の問題の施設のほうがいいということもあるかもしれません。だから、住宅も含めたというような言い方なら、全然、多分問題なく、その多角的な意見ではなくて、委員会の意見としてそれを入れてもいいような気はするし、だけど住宅を検討しろというのは、ちょっとやっぱり無理があると思います。

○石澤委員

私が言ったのは、住宅を切り捨てるなど言ったんです。

○高木委員

それだとしたら方向性は同じなので、その住宅も含めた有効な利用、これからの松本のまちづくりにとって重要なカードとなるエリアだから、住宅を含めた有効な利用を長期的な視野に立って考えてくれという書き方をしている分には、多分、コンセンサスはそんなに難しくないと思います。

○福田委員長

ではここの部分は、多角的というよりも、皆さん、4人、5人、同じような形で出てきているのであれば、高木先生、今のそれを書いていただけますか。本委員会では、市の案、県案どおり計画変更でやるという1行、そこは適切というか「妥当とする」とし、「ただし」という形でやりますので、ただしの後を書いていただくということをお願いしてよろしいですか。

○高木委員

はい、わかりました。

○福田委員長

ではそういう形で、高木先生からいただいて、それを編集をした形で、②ではなくて、①のほうで、「ただしこういった意見が大半を占めた」という形で、委員会全体の意見としてそうなったという形でまとめる形をとりたいので、それでよろしいですか。

○石澤委員

「本委員会で」の後のところ、「妥当とする」の間に、できれば「現状としては」という言葉を入れていただければ。というのは、最初の振り出しに戻ると、これ、結局、松本市が地域優良賃貸はあきらめた。それで高さ制限があるから5階にできなくなったと、10戸減らさざるを得ないという単純なところなのですけれども、その単純な後で、これが、その回答の中に、松本市全体をにらんで、より利便性の高い住宅を考えているという言葉在先ほどいただいたので、考えているんだなということはわかったんですけれども。それは現状の問題で、今後どうなるかわからないということなので、「現状は」という言葉を入れていただければと思います。

○福田委員長

それでは、3ページを見ていただきたいのですが、この姥神峠道路延伸工区とかも再開か中止かという、両方の可能性がある、ということですので、現時点では」と入れていただきますので、そういった事業というのは幾つもあると思うので、同じような形で書かせていただきます。

○石澤委員

ですから、文言として、「本委員会では現状として」という文言を入れていただければ。あとがつながっていきますので。

○福田委員長

わかりました。まさにこの3ページと同じで、現時点では、だから変更を妥当とすると、ただしという、委員会としてはという形でまとめます。

○石澤委員

そのようにお願いできればと思います。

○福田委員長

そのような形でいきたいと思います。

○石澤委員

あと、確認だけでも、松本市さん、本当は建てたいんだけど、5階建てにしたいんだけど、物理的に無理だということなのですよ。

○松本市（金井住宅課長）

ここの場での発言、非常に難しいのですけれども。今回、この地区のこの件については、高さ規制のことが一番大きくあります。ですので、多分、平面計画を見直してとか、その辺のこともお含みだと思うのですけれども。ここには、そのところははっきり踏み込めませんが、そういう部分も当然、ここから先は検討の一部にはなろうかと思っています。

○石澤委員

だから初めから減少ありきではなかったということですよ。

○松本市（金井住宅課長）

そういうことではなくてですね、はい。

○石澤委員

その言葉があればいいです。

○福田委員長

今回は、これを直しまして、まだ思いついたこととかがあれば月曜日までに私のほうに回してください。私も火曜日、水曜日には県のほうに最終提出したいと思います。

今年は、先行的にまとめたダムが別冊としてあるんですけれども、この2冊で今年の提言という形に一応なっておりますので、遅れていらした方もご了解ください。

それで、そのような形で、25日に私のほうで提出してよろしいですか、それともどなたか一緒に提出に行きたいという方、いらっしゃいますか。

では私のほうで、25日に提出したいと思います。

(3) その他

○福田委員長

それでは何か、事務局のほうで何かあれば、よろしく申し上げます。

○事務局（西元主任専門指導員）

事務局のほうでは特にございません。

4. 閉 会

○事務局（西元主任専門指導員）

それでは、ご審議ありがとうございました。それでは、本日で平成23年度の委員会が最終となります。ここで、県を代表し、北村建設技監よりごあいさつを申し上げます。

○北村建設技監

第4回の公共事業評価監視委員会、ご審議、大変お疲れさまでございました。本来であれば、意見の取りまとめにあたりまして、県の公共事業再評価委員会の委員長でございます、和田副知事が御礼を申し上げるべきところでございますが、公務のために出席できませんので、私のほうで一言御礼を申し上げたいと思います。

福田委員長さんをはじめとしまして、委員の各位の皆様には、現地の調査を含めまして、4回の委員会での審議を踏まえて意見を取りまとめていただき、感謝を申し上げます。

本年度の委員会は、昨年3月11日にごございました東日本の大震災という、規模におきましても、また広さにおきましても、日本でかつて経験したことのない大災害に見舞われた後でのこの開催ということで、委員の皆様におかれましては、今まで以上に防災に関して強く意識される中でのご審議だったと存じます。

本県におきましても、その翌日の3月12日でございますが、震度6強という地震が栄村で発生いたしまして、幹線道路が寸断されたり、それからまた家屋が倒壊されたりと、非常に甚大な被害を受けました。公共事業が地域に果たす役割、そしてまた社会資本整備の必要性、重要性というものを改めて認識をさせられているところでございます。

また本日の審議の中でもお話がございました、県民生活の安全・安心と豊かさを提供するために、厳しい財政状況の中ではございますが、限られた予算をいかに効率的に実施していくか、またその事業の必要性、効率性等の説明責任

を果たすということが、事業を行う者として非常に重要であると強く認識したところでございます。

県といたしましては、本委員会からいただきますご意見を十分に踏まえまして、対象になりました事業の最終方針を、県の再評価委員会において決定してまいりたいと思います。

委員長さんをはじめとしまして委員の皆様には、これまでのご審議に対しまして改めて御礼を申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。

○福田委員長

お疲れさまでした。ありがとうございました。

○事務局（西元主任専門指導員）

それでは以上をもちまして、平成23年度第4回長野県公共事業評価監視委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。